

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式	議会決定方式	議会決定方式, 審議会方式の併用等
	- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 - 地域別最低賃金と特定最低賃金があり、このうち特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で250件設定(平成23年2月1日現在))。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。	
設定方式	- 地域別(都道府県別) - 特定最低賃金(全国又は都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 730円/時間(加重平均, 2010年10月～)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	2.00ドル/時間 (オクラホマ州) ～8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年9月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法 (1998)	労働協約法 (1949)	労働者送出 法(2009)	最低労働条件 法(2009改正)	労働法典(1950及び1970 改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張 方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額 に関する最終的な決定 は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額 は使用者団 体、労働組 合、独立機 関の各代表 で構成され る低賃金委 員会の勧告 を踏まえて 決定され、 最低賃金法 施行規則に 定められる。	協約当事者 の交渉によ る。	協約当事者 の一般拘束 宣言申請を 受け、労使代 表で構成す る委員会の 勧告を踏ま えて労社省 が法規命令 で定める。	公労使代表で 構成する中央 委員会で特定 業種に対する 導入是非を検 討後、専門委 員会の検討を 経て、労社省 が法規命令で 定める。	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブル ーカー実質賃金上 昇率の半分を加味した引 き上げ案をもとに、全国 団体交渉委員会の賃金 給与小委員会の意見を 参考にして毎年7月1日 付けで金額を改定。 〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回 の金額改定の水準より 2%以上上昇した場合、 指数の上昇分だけ金額 を改定。	協約当事 者の交渉 による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種 別
最低賃金 額	[一般(21歳 以上)] 5.93ポンド ／時間 (2010年10 月～)	各労働協約 による	労社省の法 規命令によ る	—	9ユーロ／時間 (2011年1月1日～) 2008年12年の法改正に より、2010年以降SMICの 改定は毎年1月に実施	各労働協 約による
適用対象	特に限定な し	一定の地域 内の業種	一業種内(地域別の違いがあ り得る)		フランス本土、海外県及 び海外領土の Saint- Pierre-et-Miquelon	一定の地 域内の業 種

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者	[適用除外] ・管理職, 専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については, 使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	州により異なる。
影響率等	2.7%(2009年)	時間給で就業する被用者の3.0%(2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合, 従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約, 第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	[適用除外] ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16～20歳 18～20歳までは時給4.92 ポンド、 16歳及び17歳は時給3.64 ポンド、 アプレンティスシップ(養成 訓練)参加者で、19歳未 満、または19歳以上で参 加から1年未満の者は2.50 ポンド(2010年10月1日～)	[適用除外] 自営業者	[適用除外] 労働時間を把握する ことができない労働者 (訪問販売員などの 一部) [減額措置] ・18歳未満 ・見習訓練生、研修 生等 17歳10%減、 17歳未満20%減、 (ただし、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を 受けている者22～75%減	—
影響率等	全被用者の3.8%(96万 7000人)(2010年)	—	200万人強 (2009年10 月現在)	—
罰則等	未払い分の賃金の50% (100～5,000ポンド)の罰 金	労働協約法は罰金あり (7条)。労働者送り 出し法と最低労働条 件法は50万ユーロ以 下の罰金(前者は23 条、後者は18条)	労働者一人につき 1,500ユーロ以下の罰 金 (再犯は3,000ユーロ 以下)	労働者一人につ き罰金750ユーロ以 下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批 准) 第131号条約は批准 せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ホームページ

イギリス:低賃金委員会ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:労働・雇用・厚生省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。

この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引上げ等が改められた。

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,424.40 ユーロ／月 (2011年1月1日～)	1,415.24 ユーロ／月 (2011年1月～)	1,757.56 ユーロ／月 (2011年1月～)	641.50 ユーロ／月 (2011年1月～)	525.00 ユーロ／月 (2010年1月～)	862.82 ユーロ／月 (2009年7月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。
影響率等	全被用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)	全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30～85%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減, 19歳:12%減, 18歳:18%減, 17歳:24%減, 16歳以下: 30%減。	15～17歳は20～25%減、障害者も減額可。	養成訓練生は10～30%減。	障害者最大50%減、養成訓練生20%減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	1,160元／月 (北京市・2011年)	4,320 ウォン／時間 (2011年1月～)	215バーツ／日 (バンコク及びサ ムットプラカーン・ 2011年1月～)	129万ルピア／月 (ジャカルタ特別 州・2011年1月 ～)	非農業： 404ペソ／日、 農業： 367ペソ／日 (マニラ首都圏・ 2010年7月～)
改定	全国統一のもの はなく具体的基 準は省・自治区・ 直轄市の人民政 府が規定。政府 労働・社会保障 部が定める「最低 賃金規定」により、 各地は2年に1回 は最低賃金を改 定する必要がある。	毎年政労使から なる最低賃金委 員会の審議・議 決を経て労働部 長官が決定(毎 年8月5日までに 労働部長官が審 議会の答申を受 けて決定)。適用 時期は毎年1月1 日。	ほぼ毎年、政労 使からなる全国 最低賃金委員会(委 員長:労働次官) が28の地域ごと の日額最低賃金 を審議して政府 に改定額を答申、 閣議の承認を経 て決定。	原則として毎年1 月1日に改定。決 定権限は州知 事。州ごとに設置 された政労使三 者構成の賃金委 会で審議、結果を 州知事に勧告し、 州知事令で決 定。必要に応じ 県、市単位の最 賃額を決めるこ ともできる。この 場合も決定権限は 州知事。各地域 ごとに業種別最 賃も併用。	各地域ごとに設置 された17の政労使 からなる地域三者 賃金生産性委員 会がそれぞれ当 該地域の最賃を 改定。不服のある 関係団体は、政労 使からなる国家賃 金生産性委員会 に不服申立が可 能。
影響率等		全体の13.1% (209万人) (2008年)			
適用除外・減額 措置		労働部長官の認 可を受けた者 (1)精神又は身体 の障害により労 働能力が著しく 低い者 (2)その他最低賃 金を適用すること が適当でない と認められる者	中央・地方の行 政機関、農業、国 営企業等は適用 除外。	企業規模10人未 満、土地と建物を 除外した純資産 額2億ルピア未満 等の企業につい ては、25%を限 度とする減額措 置。経営不振で 最賃支給が不可 能な企業は、最 賃が発効する10 日前までに当該 地域の労働移住 局を通じて知事 に免除を申請す ることが可能。	農地の小作人、メ イド・個人用運転 手等の家庭内使 用人、内職者等は 適用除外。ベッド 数100以下の民間 病院、従業員15 人以下の小売・ サービス業の事業 所、正社員10人未 満の製造業事業 所は、345ペソ／ 日。最低賃金労働 者の所得税は免 除。(2008年共 和国法9504号)
労働協約 拡張適用 制度	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省ホームページ
オランダ:社会問題雇用省ホームページ
中国:労働社会保障部発表資料
韓国:韓国労働部ホームページ
タイ:労働省資料
インドネシア:労働移住省資料
フィリピン:労働雇用省資料等により労働政策研究・研修機構作成